

1. 定義と一般事項

- 1.1. 本標準契約条件（以下「T&C」）において、「Gulf」、「当社」、「私たち」という用語は、Gulf Marine Pte. Ltd.および/またはその関連会社（以下「買主」）を指すのに使用され、「お客様」という用語は、当社による商品および/またはサービスの購入に関して、販売者、販売者の代理店および関連会社（以下総称して「当事者」、個々に「当事者」）を指すために使用されます。
- 1.2. 商品とは、注文書または電子メールによる指示事項に明記されている製品、材料、供給品、消耗品を指します。
- 1.3. サービスとは、購入注文書に詳述され、明記されているとおりに売主が提供するサービスを指します。
- 1.4. 売主は、自身に適用される T&C を遵守するものとし、その代表者および代理人が T&C を認識し、遵守することを確保するものとします。商品またはサービスの供給に関する利用規約の特定の側面は、すべての販売者に適用されるとは限らない場合があります（たとえば、Gulf にコンサルティング提供またはマーケティングサービスのみを提供する販売者など）。売主は、継続的なコンプライアンス（遵守）を確保し、そのようなコンプライアンスを実証するための適切なシステムを導入していることに同意します。

2. サービスおよび/または製品の供給

- 2.1. 買主は、自身が発行した個別の注文書に従って注文する数量の商品および/またはサービスの購入を行うものとします。
- 2.2. 売主は、当社の指示、各発注書に明記された納期または発注リードタイムに従い、商品および/またはサービスを留置権などの負担の付着なしに納入するものとします。遅延が予想される場合、または予測可能な場合、売主は条件 2.6 に従い、安全在庫を確保することにより、商品の適時供給を保証するものとします。
- 2.3. 売主は、買主の要求に応じて、商品の輸入および輸出貨物を処理するものとします。売主は、商品の通関手続きを完了し、条件 3 に従い、現地の税関当局が定める期限内に、税関から各発注書に明記された指定場所への商品の配送を管理するものとします。
- 2.4. 売主は、商品のすべての入出荷を監視し、出荷に関する最新情報および情報を買主に定期的に提供するものとします。事故等が発生した場合は、直ちに買主に報告するものとします。買主は、すべての入出荷および出荷の履行について、

売主に対し 3 営業日前までに電子メール経由で書面により通知するものとします。

- 2.5. 該当する場合、売主は、商品が買主または買主の指定場所に納入されたことを証明する文書（納品書、バルクメーターチケット納品書、納品プロセスチェックリスト、品質数量証明書（COQ）、積荷書類、請求書や送り状、梱包明細書が含まれますが、これらに限定されません）を、配送後 48 時間以内に提供するものとします。
- 2.6. 売主は、購買注文書および/または発注商品の混合に従って買主の予測される要件を満たすことができるよう、十分な製造能力、原材料および包装の在庫、および商品の在庫を維持し、高い柔軟性で買主の要件に対応し、起こり得る遅延をカバーできるようにするものとします。売主は、在庫管理および在庫回転のシステムについて買主と共同で合意し、在庫に影響を与える可能性のある製品またはラベル要件の変更について、買主から随時受け取るすべての指示に従うものとします。売主は、買主に製品在庫回転レポートを提供するものとします。
- 2.7. 売主は、サービスまたは商品の納入に遅れた場合、買主の権利を損なうことなく、買主に追加費用を負担させることなく、納入時間に間に合うよう、または納入の遅延を最小限に抑えるために、輸送の迅速化や残業の実施など、適切な加速措置を講じるものとします。売主は、自身の単独かつ直接的な原因による納入遅延に起因して買主が負担したすべての費用および経費（特にデマレージ（超過保管料））について弁済する責任を負うものとします。
- 2.8. 買主は、以下のいずれかの事由について責任を負うことなく、サービスまたは商品の注文/納品の全部または一部をキャンセルする権利を留保します。
 - a) 商品の納入またはサービス提供の遅延。
 - b) 商品の発注またはサービスの依頼から 30 日以内、または両当事者が合意したキャンセル期間内のあらゆる理由。

3. サービス基準と商品の品質

- 3.1. 売主は、本 T&C に基づく義務を履行するために必要なすべてのライセンス、許可、認可、同意、承諾を常に取得し、維持することを保証するものとします。
- 3.2. 売主は、自身が提供する商品およびサービスに関連するすべての適用法、制定法、命令、規制、およびその他の手段を遵守するものとします。

サービス

- 3.3. 該当する場合、売主は、サービスの成功には、常に最高レベルのサービス基準が自身によって維持されることが根本的に重要であることを認めます。
- 3.4. 売主は以下を約束します。
- 業界のベストプラクティスと買主のガイドライン、適用される規制と指示、および [Gulf Marine | Always at the ship's side](#) でオンラインにて提供される基準（随時更新される場合があります（「**運用基準**」））に厳密に従ってサービスを運営すること。
 - サービスの運営に関して買主から供与されたすべてのアドバイスと指示に従うこと。
 - サービスを真摯に実施し、サービスのレベルを促進および改善し、買主および買主が指定したその他の第三者と協力するために最大限の努力を払うこと。
- 3.5. いかなる場合でも、売主が運用基準および手順に従うことができない場合、または買主の指示および助言を満たすことができない場合、売主は直ちに買主に通知するものとします。
- 商品**
- 3.6. 売主は、商品が以下を満たすことを保証するものとします。
- 売主が買主に提供した説明と一致すること。
 - 売主が提示した目的、または買主が明示的または黙示的に売主に知らせた目的に対して満足のいく品質であり適合すること（この点で、買主は売主の技能および判断に依拠します）。
 - 設計、材料および製造上の欠陥がなく、納入後 24 か月間その状態が維持されること。
 - 該当する場合、REACH 指令（EU における化学物質の登録・評価・認可および制限に関する規則）に準拠していること。
 - ベースオイル、添加剤および船舶用潤滑油に関連する仕様および分析証明書、または他の製品に関連し適用可能なその他の仕様または認証と合致していること。
 - 製品の製造、ラベル付け、梱包、保管、取り扱いおよび配送に関連するすべての適用法定および規制の要件に準拠していること。
- 3.7. 買主は、条件 3.8（以下「**確認**」）に従い、商品の検査が合格となった場合にのみ、商品の受領を確認するものとします。確認後、買主は条件 5 に従い売主に支払いを行うものとします。
- 3.8. 購入者は、納入前または納入後にいつでも商品を検査し、在庫レベルを確認し、テストする権利を有します。状況によっては、買主は売主の施設に立ち入り、売主が商品の製造に使用する製造施設および機器を検査する権利を有します。
- かかる検査またはテストの後、買主が独自の裁量で、商品が条件 3.6 の売主の約束を満たしていない、または満たす可能性が低いと判断した場合、買主はその旨を売主に通知し、売主は遵守を確保するために必要な是正措置を直ちに講じるものとします。
- 3.9. そうした検査またはテストにかかわらず、売主は商品に対する全責任を負い、かかる検査またはテストが、T&C に基づく売主の義務を軽減したり、またはその他影響を与えるものではなく、買主は、売主が是正措置を講じた後にさらなる検査およびテストを実施する権利を有します。
- 3.10. 買主は、自身が有するその他の権利や救済手段を制限することなく、商品を拒否し、売主に対して以下のいずれかを要求することができます。
- 拒否された商品を売主のリスクと費用負担で交換、修理、または返却すること。
 - 商品の再加工、相殺、または価格の値下げを行うこと。
 - 拒否された商品の価格を全額返金すること。
 - 買主には是正措置の実施費用を支払うこと。
 - 返金の要求を受けてから 5 営業日以内に、拒否された商品の代金を全額返金すること。本 T&C の条件は、本条件に従い売主から供給された修理済みまたは交換済みの商品にも適用されるものとします。
- ## 4. 製品またはサービスの価格
- 4.1. 商品および/またはサービスの価格は、当社がお客様と書面で別途合意しない限り、個別の注文書に明記されている通りとなります。
- 4.2. 別途合意し注文書に明記されていない限り、注文書に記載された価格には GST（または同等の売上税）は含まれず、売主が負担するその他の該当する税金、関税、物品税、輸入税、手数料、課徴金、料金、費用、経費が含まれます。
- ## 5. 支払い
- 5.1. 契約期間中のサービスまたは商品の価格は、VAT（付加価値税）の金額を除いて注文書に明記されるものとします。
- 5.2. 売主は、確認時または確認後のいつでも各注文について買主に対して請求書を発行する権利を有し、買主は、正しく提示された請求書を受領した後、注文書に指定された期間内に異議のない請求書について支払いを行うものとします。
- 5.3. 買主は、請求書またはその他の支払金額の明細書に異議がある場合、請求書受領後 10 営業日以内に売主に対し書面で通知するものとします。買主が売主に通知してから 30 日以内に両当事者が紛争を解決しない場合、当該紛争は両当事者

の上級管理チームに解決を委ねるものとします。請求書の一部にのみ異議がある場合、異議のない金額については条件 5.2 に定める支払期日に支払われるものとします。

- 5.4. 適用法令により義務付けられている場合、買主は売主への支払額から該当する源泉徴収税額を源泉徴収し、関係税務当局に支払うものとします。
- 5.5. 租税条約に基づき低い源泉徴収税率が適用される場合、売主は買主が低い税率で源泉徴収できるよう、関連する免税証明書またはその他の情報を提供するものとします。

6. 保険

- 6.1. 売主は、本 T&C に関連して、または商品およびサービスに関連していつでも行われる可能性のあるあらゆる請求に対する責任をカバーするために、信頼できる保険会社との保険契約を有効な状態で維持するものとします。この保険は、以下を含むもののそれらに限定されず、本 T&C に関連していつでも行われる可能性のあるあらゆる請求をカバーするものとします。

- a) 第三者損害賠償責任保険
- b) 船主責任保険
- c) 財物損害保険
- d) 専門職業賠償保険
- e) サイバーセキュリティ保険
- f) 製造物責任保険
- g) 買主が要求するその他の保険

- 6.2. 買主の書面による要求に応じて、売主は買主に対して保険証券のコピーおよび提供される補償の詳細を提供するものとします。

7. 責任

- 7.1. 売主は、以下の事項について買主を補償し、免責するものとします。

- a) 買主が被ったまたは負ったすべての損失。
- b) 第三者が提起した請求に関連するすべての損失（いずれの場合も、本利用規約に起因または関連して発生するものとします）。

これには、商品および/またはサービスが個別の注文書で合意された要件を満たしていないこと、または適用法に準拠していないことの結果として生じる請求が含まれますが、これらに限定されません。

- 7.2. 本利用規約のいかなる条項も、法的に制限できない責任（以下の責任を含む）を制限するものではありません。

- a) 過失による死亡または人身傷害。
- b) 詐欺または詐欺的な虚偽表示。

- c) 法律上制限することができないその他の責任。

- 7.3. いずれの当事者も、相手方に対し以下の事項について責任を負わないものとします。

- a) 実際のまたは予想される収益、生産、または利益の喪失や逸失。
- b) 信用または市場での評判の低下。
- c) 無駄になった諸経費を含む事業中断に関連する損失。
- d) 事業上の収入、契約、期待または商業機会の喪失や逸失。
- e) 原因によらない、間接的、結果的または特別的な損失。

- 7.4. 本利用規約に基づく買主の総責任は、関連する商品および/または提供されたサービスに対して支払われた購入価格を超えないものとします。

8. 終了

- 8.1. 買主は、以下の場合、書面による通知を行うことで、正当な理由をもって直ちに注文をキャンセルすることができます。

- a) 売主が本契約に定める商品および/またはサービスのいずれかを提供できない、または本契約の条件のいずれかの要件を満たせない場合。
- b) 売主が本契約条件のその他の条件に違反する、または違反を許容し、買主から是正を求める書面による通知を受領してから 20 日以内にこれを是正しない場合。
- c) 買主が合理的に判断して、売主またはその関連会社が、
 - i. 適用される贈収賄防止法に違反する、または買主またはその関連会社に違反させる場合。
 - ii. 適用される競争法に違反する、または買主またはその関連会社に違反させる場合。
 - iii. 別段言及されていない法律の重大な違反を犯す場合。

- 8.2. キャンセルに際し、買主は、本契約条件のその他の権利を損なうことなく、以下を行うものとします。

- a) 売主に対して、書面による通知を行うことで、あらゆるサービスの提供を停止し、買主の指示に従ってすべての商品の撤去を促進するよう要求すること。
- b) 買主と協力し、商品および/またはサービスの新規仕入先/売主への円滑かつ満足のいく移行を確保すること。これには、新規仕入先への文書、情報またはデータの適正な移転の確保が含まれますがこれに限定されません。
- c) いずれかの当事者の未払い請求権、または買主が有するような、当該違反または本契約の早期解除その他から生じる損害賠償請求権を

侵害することなく、売主への書面による通知を行うことで本注文をキャンセルすること。

- 8.3. 売主は、以下の行為を直ちに中止するものとします。
- 方法によらず、知的財産権の全部または一部を使用すること。
 - 本サービスに関連または関係する、あるいは知的財産権のいずれかを含むすべての表示、広告、宣伝および販促資料、文具、請求書、書式、仕様、デザイン、記録、データ、サンプル、模型、プログラムおよび図面を、買主の指示に従って買主に返却するか、その他の方法で処分または破棄すること。
 - 終了日までの完全かつ正確な最新の在庫確認書を買主に提供すること。
 - 買主が自身の所有権の下ですべての商品を引き継ぐことを許可すること。
- 8.4. 注文書のキャンセルによって、注文書のキャンセル後も継続することが明示されている、または継続する可能性のある、本取引条件に基づく売主の義務が免除されることはありません。

9. 譲渡および下請け契約

各当事者は、本契約に基づく権利または義務の一部または全部を第三者に下請け、譲渡または委任することができます。ただし、相手方に事前に書面で通知し、条件 10.1「法律の遵守」に従うものとします。

10. 法律の遵守

- 10.1. 本 T&C に関連して、各当事者は、いずれかの当事者に適用されるすべての贈収賄防止および腐敗行為防止、ならびにマネーロンダリング防止に関する法律、規則、規制または同等のものを遵守するものとします。これには、英国賄賂防止法（Bribery Act 2010）、海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act of 1977）、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（贈賄禁止条約）（OECD Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials）、および適用されるすべての後継法が含まれますが、これらに限定されません。お客様は、本条件への違反が、是正不能な重大な契約違反となることに同意し、これを承認するものとします。売主は、サービスの提供または商品の販売に関する現地の規制を遵守するものとします。これには、関連する事業許可の取得が含まれますが、これに限定されません。本条件は、売主の下請業者、代理店、代表者に適用され、本条件に基づく不履行、違反、責任はすべて売主が単独で責任を負うものとします。

- 10.2. お客様は、自身とその取締役、株主、従業員、代理人、請負業者が、Gulf が関与する契約または他の取引に関連して不正な利益を得る、影響を与える、勧誘する、または報奨する目的で、直接的または間接的に、公的および私的な個人および団体を含むいかなる人に対しても、金銭的または非金銭的価値あるものを無制限に申し出、供与、供与の約束、供与の承認、または勧誘、受諾、受諾の同意を行わないことを確認し、これに同意するものとします。
- 10.3. いずれの当事者も、その単独の判断で、本 T&C に基づく義務の履行が貿易制裁、外国貿易管理、輸出管理、反ボイコット、核拡散防止、反テロリズム、および類似の法律に関する規則および規制を含む適用法、または規則および規制に抵触する場合、および抵触する範囲において、本 T&C に基づく義務を履行する義務を負わないものとします。
- 10.4. 各当事者は、適用されるすべてのデータ保護法を遵守し、本 T&C に基づく自身の義務を履行するために必要な範囲でのみ、すべての個人データを処理し、その他の目的では個人データを処理しないものとします。

11. 紛争

- 11.1. 本 T&C、および本 T&C や注文書、または本 T&C や注文書の主題や形成に起因または関連するすべての紛争や請求（契約外の紛争または請求を含みます）は、シンガポール法に準拠し、シンガポール法に従って解釈されるものとします。
- 11.2. 各当事者は、本利用規約に起因または関連するあらゆる紛争または請求を解決するために、シンガポール最高裁判所（Singapore Supreme Court）（シンガポール国際商事裁判所（Singapore International Commercial Court））が専属管轄権を有することに取消不能な形で同意します。

12. 知的財産権

売主は、製品に関連する特許権、登録または未登録の意匠、著作権、商標や名称、またはその他の知的財産権や工業所有権の侵害、あるいは侵害の疑いの結果として買主が被った損失から買主を補償し免責するものとします。

13. 機密保持

- 13.1. 各当事者は、本取引条件の存在、条件、および当事者間で交換されるその他の機密情報の機密性を保持し（さらに、その従業員、代理人および請負業者が保持することを確保するものとします）、本取引条件に基づく義務を適切に履行する場合を除き、かかる情報を使用しないものとします。

13.2. 当事者は、以下の場合にのみ機密情報を開示できます。

- a) 当該当事者の合理的な判断により、本取引条件に基づく、または本取引条件に関連する義務を適切に履行するために機密情報を知る必要がある場合で、当該当事者のグループのメンバーまたは専門アドバイザーに対して。
- b) 本取引条件の違反以外の理由で機密情報が一般に公開されている、または公開されるようになった場合。
- c) 法律、管轄裁判所、または管轄権を有する司法機関、政府機関、規制当局、監督機関によって開示が要求された場合。ただし、そうした開示は要求された範囲内に限定され、可能な場合には相手方当事者との事前協議を条件とするものとします。

13.3. 本条件 13 は、本利用規約の満了または解除（理由によりません）後も存続し、以降5年間適用されるものとします。

14. 制裁

- 14.1. 売主は、自身、その関連会社、その取締役、役員、従業員、代理人、および所有者が、(i) 国連、米国、欧州連合、英国、シンガポール、またはその他の関連政府当局によって管理または実施される経済制裁、貿易制限、禁輸措置、または類似の法律（総称して「**制裁**」）の対象となる個人、団体、船舶、または国に服さず、これらに所有または支配されておらず、またはそれらの代理として行動していないこと、(ii) 買主が、直接的または間接的に当該制裁に違反することになるような活動に従事していないことを表明し、保証します。
- 14.2. 売主は、制裁の対象となる国、個人、団体、または船舶との間で直接的または間接的に取引、交渉、供給、またはその他の関与を行ってはならず、また、適用される制裁に違反する結果となる、または買主を規制リスクにさらすような方法で商品またはサービスを配送してはなりません。
- 14.3. 買主は、売主が本条項に違反している、または当該履行により、買主が適用の制裁措置に違反するリスクにさらされると自ら合理的に判断した場合、責任を負うことなく、履行を一時停止し、納入を拒否し、または本契約を直ちに解除する権利を留保します。売主は、本条項の違反に起因または関連するあらゆる請求、損失、損害、費用および経費について、買主を補償し、免責するものとします。

15. その他の重要な条項

- 15.1. 注文書に基づく連絡はすべて書面で行い、契約書に明記された受取人の住所またはメールアドレス、または受取人により別途通知された住所またはメールアドレス宛に送付されるものとします。そうした通知は、通知の受領時点で行われたものとみなされます。お客様は、連絡先に変更があった場合は、速やかに当社に通知するものとします。
- 15.2. 当社が書面で同意した場合にのみ、本条件の変更を行うことができます。当社はいつでも予告なく本条件を変更できるものとします。当社に注文を行う際は、必ず本条件をよくお読みください。
- 15.3. 裁判所が本条件のいずれかを無効または違法と判断した場合でも、残りの条件は完全に効力を持ち続けます。
- 15.4. 注文書および T&C はお客様と当社の間のもので、他のいかなる人も、その条件を強制する権利を有しません。
- 15.5. お客様が当社との注文書を別の事業体/別の人物に譲渡できるのは、当社が書面で同意した場合のみです。
- 15.6. 本 T&C は元の契約を補完するものであり、元の契約に取って代わるものではありません。